

横浜市六浦スポーツ会館利用要綱

制定 平成 23 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 横浜市六浦スポーツ会館(以下「会館」という)は、地域住民の自主的な活動と相互交流を通じて地域コミュニティーの形成を促す場とし、利用方法その他必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(利用)

第 2 条 会館は、地域住民のだれもが、気軽にかつ公平に利用できることを旨として、次の活動のために利用することができる。

- (1) スポーツを主体とするレクリエーション、クラブ活動など、健康増進と相互交流のための活動
- (2) 地域住民の自主的な活動と相互交流のために必要な活動
- (3) その他、地域住民の福祉向上に資する活動

(開館時間)

第 3 条 開館時間は、原則として午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、金沢区と協議の上、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 4 条 会館の休館日は、次の通りとする。

- (1) 年末・年始 : 12 月 28 日から 1 月 4 日まで
- (2) 施設点検日 : 毎月第 1 月曜日(祝日が第 1 月曜日にあたるときは、その翌日)

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、金沢区と協議の上、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(利用区分・時間帯)

第 5 条 体育室、テニスコート及び会議室の利用区分は次のとおりとする。

- (1) 体育室は A, B と仕切りネットで 2 等分して使用し、自由利用及び貸切利用の時間帯の区分は次のとおりとする。

自由利用 (個人利用)	毎日(開館日)の 13:00 ~ 17:00
貸切利用	自由利用以外の時間帯

- (2) テニスコートはすべて時間帯が貸切利用とし、次の区分で利用することができる。

6月から8月まで	9:00～19:00
9月から5月まで	9:00～17:00

(3) 会議室は全ての時間帯を貸切利用とする。

2 会館の貸切利用の時間帯時間帯（コマ）は、次に掲げるとおりとする。

[平 日]

利用時間帯	時 間
午 前 ①	9:00～11:00
午 前 ②	11:00～13:00
午 後 ①	13:00～15:00
午 後 ②	15:00～17:00
夜 間 ①	17:00～19:00
夜 間 ②	19:00～21:00

[日 曜・祝 日]

利用時間帯	時 間
午 前 ①	9:00～11:00
午 前 ②	11:00～13:00
午 後 ①	13:00～15:00
午 後 ②	15:00～17:00

3 指定管理者は利用区分等について、金沢区役所と協議の上、利用実態に応じて変更することができる。

(会員登録)

第6条 会館を貸切利用をしようとする者は、あらかじめ会員登録を行うものとする。

- (1) テニスコートを利用するしようとするものは個人登録をするものとする。
- (2) 体育室及び会議室を利用するしようとするものは団体登録をするものとする。

(貸切利用の抽選予約申込(優先申込) 及び決定)

第7条 毎月1日から10日までの間に、2か月先の申込を行うことができる。

- 2 インターネットを利用して貸切利用の申込みをする者は、前項に定める期間において会館のホームページまたは申込専用アプリからログインし、手続きをすることができる。
- 3 来館により貸切利用の申込みをする者は、第1項に定める期間において9時から21時（日・祝は17時）の間に会館へ来館し、申し込むことができる。
- 4 体育室については1利用時間帯を1コマとし、1か月間で4コマまで申し込むことができる。
- 5 テニスコートについては1利用時間帯を1コマとし、1か月間で1コマ申込むことができる。
- 6 会議室は1コマとし、1か月間で8コマ申込むことができる。
- 7 12日に抽選し、その結果は、12時以降にメール配信及びホームページによる公表の他、電話の照会により確認することができる。

(貸切利用の抽選予約申込み結果公表後の予約申込(一般申込) 及び決定)

第8条 前条の抽選の結果に空きがあれば、利用日の2か月前の15日11時から、インターネットを利用して、または来館して貸切利用の申込みをすることができる。

- 2 申込できる枠は、前条の抽選結果と合わせ、体育室は1か月間で4コマまで、テニスコートは

1か月で1コマまで及び会議室は1か月で8コマまで申し込むことができる。

3 インターネットによる申込みに対しては、決定内容がメール配信される。

(利用月の1日からの予約申込(スポット申込))

第9条 前条第2項の規定にかかわらず、利用月の1日9時から利用回数の制限の枠を超えて申込を行うことができる。

2 来館による利用月の1日以外の申込受付時間は、第7条第3項と同様とする。

(利用条件)

第10条 会館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用時間を遵守すること
- (2) 利用時間内に清掃及び後始末をすること
- (3) 使用した物品の確認を行い、所定の位置に返納すること
- (4) センターの設備又は使用した物品を、故意又は重大な過失により破損若しくは紛失した場合は、利用責任者が弁償すること

(利用の制限等)

第11条 会館は、次のいずれかに該当する場合には、利用することができない。

- (1) 営利のみを目的として利用するとき
 - (2) その他、利用の目的が会館の設置の目的に反するとき
- 2 指定管理者は、利用の許可に会館の管理上必要な条件を付けることができる。
- 3 指定管理者は、施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。
- (1) 会館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき
 - (2) 会館の設置目的に反するとき
 - (3) 会館の管理上支障があるとき
 - (4) その他指定管理者が必要と認めたとき

(利用許可申請)

第12条 第8条から第10条までの手続きを経て予約申込みが決定した者は、横浜市六浦スポーツ会館利用許可申請書の提出に基づき、横浜市六浦スポーツ会館利用許可書の交付を受けなければならない。

(利用許可の取消等)

第13条 指定管理者は、利用許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、同項の規定による許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第11条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき
- (2) 横浜市地区センター条例(以下「条例」という。)若しくは条例に基づく規則の規定またはこれらに基づく指定管理者の処分に違反したとき
- (3) 条例に基づく許可の条件に違反したとき

(優先申込み)

第14条 次の表に掲げる利用については、受付開始日以前であっても優先的に申込みができる。

- ・横浜市が主催し、又は共催する行事のために利用する場合
- ・横浜市から委託・依頼・要請等を受けた事業を推進する目的で利用する場合
- ・横浜市、その他の行政機関から委嘱を受け活動する者がその目的を達するために利用する場合
- ・金沢区の自主事業を引き継いだ公益的事業を行う場合
- ・高齢者福祉・障害者福祉・子育て支援・青少年の健全育成等の公共的または公益的な目的に沿った活動を実施するために利用する場合で、横浜市民協働条例第5条に規定する市民公益活動に該当する場合。
- ・指定管理者が行う自主的事業を引き継いだ事後サークルが利用する場合
- ・その他、指定管理者が公益上特に必要と認めた場合

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は指定管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第9条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、令和元年9月1日から施行する。ただし、第9条の規定は令和元年7月1日から施行する。